
第26回 日本福祉大学知多半島総合研究所歴史・民俗部研究集会
「近世常滑焼を考える」報告

2012年11月10日に開催した第25回の研究集会では、中世の渥美・常滑焼についてのシンポジウムを行いました。

第26回は、研究蓄積の薄い近世の常滑焼について、その生産から消費までを歴史学と考古学の両面から検討しました。発表内容を特集として報告いたします。

◇開催日時 2013年11月9日(土) 10:00～16:00

◇場所 日本福祉大学半田キャンパス 101 講義室

◇内容 研究報告①

「近世常滑窯の真焼甕類について」

小栗 康寛 氏 (愛知県常滑市教育委員会)

研究報告②

「近世常滑焼の生産と流通」

高部 淑子 (日本福祉大学知多半島総合研究所 教授)

講演

「近世考古学と近世史研究」

岩淵 令治 氏 (学習院女子大学国際文化交流学部 教授)

シンポジウム

「近世常滑焼を考える」

コーディネーター 曲田 浩和 (日本福祉大学経済学部 教授)

知多半島総合研究所歴史・民俗部 部長)

パネリスト 上記報告者・講演者 3名

中野 晴久 氏 (とこなめ陶の森 資料館 学芸員)

◇主催 日本福祉大学知多半島総合研究所

※組織名・肩書きはシンポジウム当時のもの。

近世・近代初頭における常滑焼の窯と生産者

日本福祉大学知多半島総合研究所 教授 高部 淑子

はじめに

本稿は、拙稿「幕末・明治初年における常滑焼の流通」⁽¹⁾に引き続き、近世から明治初年の常滑焼の実態を明らかにしようとするものである。とくに、これまであまり検討されていない常滑焼の生産に焦点をあてる。

近世常滑焼をめぐる研究状況は先の拙稿にまとめたとおりであり、その後大きな変化はみられない。生産に関しても、『常滑陶器誌』⁽²⁾では、典拠となる史料が明示されず、また「第一章総論」に記されている窯の運営方法などについては、江戸時代から明治時代を通しての運営方法と考えるとよいのか疑問が残る。

『常滑窯業誌』⁽³⁾では、「江戸・明治時代」が一括して第一編第三章になっていて、時期的な変遷が把握しにくい。また、主な典拠は1912年（明治45年）刊行の『常滑陶器誌』と明治半ば成立の「平野家記録」であり、典拠の批判的検討が十分になされないまま、明治半ば以降の状況を単純にそれ以前の時代までさかのぼらせている可能性もある。

そこで、本稿では瀧田金左衛門家文書、加藤家旧蔵文書⁽⁴⁾、その他同時代の文献史料を使い、常滑焼生産の実態を明らかにすることとする。

I 窯の存在形態

(1) 窯数・性格の変化

中世に知多半島各地に広がっていた窯は、江戸時代になると常滑・北条・瀬木の3か村に集中するようになる。しかし、窯について数的変化、各窯の創設時期・稼働期間・設置場所などが、継続的かつ詳細に判明する史料はない。ここでは、江戸時代の記録から窯の変遷を考えることとする。

【表1】は『常滑陶器誌』『常滑窯業誌』で記されている窯数の変遷である。『常滑窯業誌』の記載の典拠である史料について簡単に触れておく。同書は主に「平野家記録」「横須賀代官控書」「万覚帳」を典拠史料として、そこに『常滑陶器誌』の記載を加えてまとめられている。「平野家記録」は、明治中期の史料である以外に説明はない。「横須賀代官控書」も史料名は仮とされている。いずれも所蔵・内容とも未確認である。

表1 『常滑陶器誌』『常滑窯業誌』にみる窯数の変遷

年代	北条村	常滑村(奥条)	瀬木村	出典	備考
元禄7年(1694)	8基	2基	2基	『陶器』/『窯業』(万覚帳)	『窯業』:北条は2月、その他は5月9日
享保期	10基			『陶器』/『窯業』(万覚帳)	『窯業』:享保16年3月
明和6年(1769)ごろ	8基			『窯業』(万覚帳)	2基大破のため
天明元年(1781)7月	9基			『窯業』(万覚帳)	1基修復
天明5年(1785)	9基	2基	1基	『窯業』(横須賀代官所控書)	
天明期	8基			『陶器』	
文政期	9基	1基	2基	『窯業』(尾張徇行記)	
天保期	11基			『陶器』	北条:天神・古・森・森新・阪・阪新・中新・懸・伝中・福・徳新
江戸末期	10基	1基	2基	『窯業』(平野家記録)	北条:森新・森・坂新・坂・中新・古・懸・伝中・徳新・福新/瀬木:天神

*『陶器』は『常滑陶器誌』、『窯業』は『常滑窯業誌』を指す。

*出典欄の()は各出典に示された典拠史料名。

「万覚帳」は、『常滑窯業誌』に翻刻が掲載されている。これは記載内容から、「寛政十一年未二月吉日 万記録覚帳」⁽⁵⁾と同じもの、もしくは同一のものからの写本と思われる。「万記録覚帳」の裏表紙には「北条村 瀧田金左衛門」とある。この史料は、常滑焼に限らず北条村の年貢・役、高・面積や寺社書上・普請などさまざまな分野に関わる文書の写などを書き留めたものである。おそらく『常滑窯業誌』作成時には常滑近辺で所蔵されていたものが、流出したものであると思われる。

「万記録覚帳」は1799年（寛政11年）にまとめられたものであり、同時代の史料ではないが、江戸時代の窯数を知ることのできる最も古い史料と考えられる。そこでここから窯数に関する記載を抽出し、従来の説の検証を試みることにする。

【史料1】⁽⁶⁾

①

一瓶竈五立半役米三斗八合、是ハ瓶竈一立ニ付米
壺斗三升五合、蛸壺一立ニ付米四升、是ハ回口
ヲ御山廻り者竈改手形取奥印して出スと也
天和二年戊五月

②

覚

(中略)

一瓶竈八ツ 御運上不同
是者壺焼ニ付壺斗九升五合

(中略)

一家数百九拾四軒

内 百廿八軒 居宅
十五軒 隠居家
式軒 座敷
四拾八軒 瓶家灰家

一人数六百八拾壺人

内 男三百三拾五人 内拾人下人
女三百四拾六人 六人下女

一牛馬式拾疋 馬十式疋・牛八疋

元禄七年戊二月 庄屋判

③

覚

一田土取場并届ケ人足廿八人

但、道法十五丁程

一山土取届人足四拾式人

但、道法式十町

一土拵之内百五人

但シ日数十五日之内

(中略)

金メ拾壺兩ト式貫九百三拾文

内 拾兩壺分六百元

右七竈脇詰瓶ニ而売立御座候

残而三分式貫三百三十文不足

人足メ六百五拾式人

右之通りニ御座候、已上

元禄七年戊五月九日

瀬木 六郎右衛門

北条庄屋 勘左衛門

奥条庄屋 仁左衛門

御殿様へ上ル跡

御取次御台所勘定奉行長坂留右衛門殿

右之代拾式兩ト四匁九分被下候

右永安寺御肴屋庄三郎方より此方へ誂へ

瓶七ツ内

北条村三ツ・瀬木村式ツ・奥条村式ツ

④

覚

(中略)

一瓶竈八ツ

藤四郎有来作り来ル与申伝へ候

一家数百三拾壺軒人数七百五十六人

一高四百六拾六石四斗壺升五合

右之通御座候、此外御書附之品々当村ニ無御座候

元禄十二卯四月

庄屋 四郎右衛門

御代官様へ上ル

⑤

(前略)

一田畑四町七反五畝十五分

定納米六石壺斗六升八分

内

田六畝廿九分

畑四町六反八畝十六分

米六斗式合

本定納

三石七斗貳升九合 半定納
九斗七升五合 瓶竈五焼御運上米
(中略)
瓶竈数拾ヲ

内 五焼御運上九斗七升五合上ル

⑥

覚

一当村瓶竈之儀、三十年已前より五立ニ御座候而、
壹立ニ付御年貢米壹斗九升五合宛相勤申候處、
六年已前午年壹立破損竈出来申候而相休申候
間、右御願申上候、則御許容被下置、寅ノ年
右四立之御年貢相勤来申候、尤寅ノ年破損竈之儀
者大破ニ御座候ニ付、今ニ起立申事難成、相休
ミ居申候、仍而当村焼立申竈ハ、四立ニ而御座候、
右之通り相違無御座候、已上

乍恐御願申上候御事

一当村瓶竈之儀、古来より五立ニ御座候處、去ル
十三年已前丑ノ年壹立破損竈出来申候間、其節
御願申上候、則御許容被下置、寅ノ年より四立
之御年貢相勤来り申候、尤禿竈之内半立当七月
取立申候得共、未焼立不仕候、然処築立三ヶ年
之間考是迄御役米御免ニ御座候間、此段被為聞
召分、当丑ノ年右卯年迄三ヶ年之間、御役米御
除被下候様奉願上候、右之趣相叶申候様被為仰
付被下置候ハ、難有可奉存候、已上

天明元年丑十月

知多郡北条村

庄屋 定八

同断 平左衛門

御林方御役所

【史料1①】は、【表1】にない記載であり、現
時点では江戸時代の窯数を示す最も古い記載であ
る。この記載から、1682年(天和2年)北条村
には5立半の窯があったことがわかる。窯は2基
で1立と数えるので、窯の数としては11基とい
うことになる。

【史料1②】は、『常滑陶器誌』の1694年(元
禄7年)の内容と北条村に関しては合致する。同
書には「元禄七年尾州家より窯改庄屋より代官所

へ届出の窯数」とある。しかし、この「万記録覚
帳」の記載は、田畑面積・家数、松山定納米・鳥
運上・野方年貢などとともに記されている。つま
りこの時の届出のポイントは、村々に課されてい
る諸運上の確認にあり、この史料を見るかぎりは
「窯改」という窯の調査に特化したものではなかつ
たと思われる。

【史料1③】は、北条・瀬木・奥条の3か村か
ら尾張藩に、7つの窯で製造した7つの瓶を納品
した時の記録である。1694年(元禄7年)の常
滑村・瀬木村の窯数についての『常滑窯業誌』の
記載は、この末尾に「瓶七ツ内北条村三ツ・瀬木
村貳ツ・奥条村貳ツ」とあることに基づくのであ
ろう。しかし、末尾の「瓶」が「窯」を意味する
とすると、当時8基あった北条村の窯から3基だ
けが納品用の窯に選ばれたことになる。「瓶」＝
「窯」であり、村の窯数と合致かは、さらなる検
討が必要な点と思われる。

その後、北条村の窯数は1699年(元禄12年)
8基(【史料1④】)、さらに10基(【史料1⑤】)
と推移する。【史料1⑤】は年代が特定できないが、
記載順などから18世紀半ばごろと推測される。

18世紀後半以降の窯の状況は、【史料1⑥】か
ら読み取ることができる。ただし、前半の「覚」
と後半の「乍恐御願申上候御事」では、時系列に
齟齬が生じているので再整理する必要がある。

まず、【史料1⑥】の後半によれば、文書の作
成は1781年(天明元年)、その13年前の丑年に
1立の窯が破損したという。この丑年は1769年
(明和6年)ということになろう。破損前は古く
から5立(10基)が稼働していたという冒頭の
記載は【史料1⑤】と合致する。1立破損後の寅
年つまり1770年(明和7年)から4立分の年貢
を上納している。

【史料1⑥】前半の「覚」では、1立破損した
のが午年であるにもかかわらず、その分を引いた
4立分の年貢上納は寅年からということになり、
不自然である。文書作成・筆写のどこかの段階で
破損した年を「午年」と誤って記したと考えるべ
きであろう。

破損した1769年(明和6年)が6年前という

記載から、この「覚」は1774～75年（安永3～4年）に記されたことになる。「三十年已前より五立」という記載から、1740年代半ばには5立（10基）が稼働していたということになる。

破損していた1立の内1基は、1781年（天明元年）に修復され再稼働したので、これ以降北条村には9基の窯があったことになる。また、【史料1⑥】からは、窯に対して賦課される年貢が、1立につき1斗9升5合であり、稼働から3年間は年貢が免除されていたこともわかる。

『尾張徇行記』⁽⁷⁾に記載された窯の数は、北条村4立半（9基）、常滑村半立（1基）である。瀬木村については「甕釜先年二本立なりしかば今は一本立になり」と記されている。【表1】の瀬木村2基という『常滑窯業誌』の記載は「一本立」を「一立」と理解した結果と思われる。

『常滑陶器誌』の天保期の記載は典拠が示されていないので、天保期以降の窯について、同時代の史料はこれまで確認されていなかった。しかし、尾張藩が1854年（安政元年）の地震被害を調査してまとめた「尾地震農家田畑破損帳」⁽⁸⁾から、当時の常滑焼の窯の状況を知ることができる。

【史料2】

北条村

一当村常滑焼窯数五立半

但、窯数式ツを壺立与唱候由

内 本窯四立崩損候由 八拾人組合持

同壺立半少々損候由 同

瀬木村

一当村常滑焼窯数壺立半

内 元窯壺立少々損候由拾貳人組合持

細工窯半立無難之由 小三郎持

常滑村

一元窯半立式ヶ所

内 元窯半立崩 久右衛門持

同 同 五人組合持

常滑村地内奥条

一常滑焼窯数壺立式ヶ所半立式ヶ所

内 瓦焼窯壺立崩 庄屋甚左衛門持

元窯半立 崩 四人組合持

同 半立 無難 長三持

【史料2】は、「尾地震農家田畑破損帳」から窯に関する記載のみを抜粋したものである。この史料から1854年（安政元年）当時、北条村には5立半（11基）、瀬木村には1立半（3基）、常滑村には半立が2か所で合計2基、常滑村の枝郷である奥条には1立が1か所、半立が2か所で合計4基の窯が存在していたことがわかる。『尾張徇行記』と比較すると、いずれの村も窯数が増加している。また、瀬木村の「細工窯」、奥条の「瓦焼窯」のように、焼成する製品によって窯の分化が進んだことも指摘できる。

1834年（天保5年）、鯉江方寿が真焼窯（登窯）を完成させると、その他の窯のなかにも、大窯（鉄砲窯）から真焼窯へと転換する窯が現れた。

【史料3】⁽⁹⁾

差入申手形事

一金貳拾両也

右前書之金子儘ニ受取申候所実正也、右ハ今般間竈ニ築立候附雑用金ニ致候間、然ル上ハ右金子当して壺口分永代焼方被成候共、少茂故障等申者一切無御座候、為後日一札依而如件

文久二年戌六月日

森竈連中惣代

与左衛門④

六右衛門④

治左衛門④

長左衛門④

瀧田金左衛門殿

右本文通相違無御座候付、奥印如件

庄屋 瀧田金左衛門④

この【史料3】から、森窯が1862年（文久2年）ごろに真焼窯に移行したことがわかる。

【史料4】⁽¹⁰⁾

一字中郷旧大縄場屋敷畑地券証面六畝廿九分旧貢米七升、地価十円、右地内旧来右当陶焼字古竈（*下げ札）出来居候処、并ニ旧字屋敷畑地券証

面九畝廿五分旧高壺斗四升三合地価十三円三拾銭、同様当陶焼字懸竈出来地候処、右ハ去ル癸酉年来地租御発行節取調、右地券証御下渡ニ相成居候処、猶又今般嚴重ニ再地改被仰聞候付、旧来ハ今日ニ至迄右両竈者共通用道路ニ有之候処、右懸竈者共右地券証ニ照準シ、右道路地悉皆可取込旨申出候附、副戸長衆中ハ私共咄寄御尋有之候附、右ハ前書通両通道路先方へ取込れ被致候無謂、旧来通致置候様義巨細申述候処、御聞分先方へ種々御説得有之候得共、更ニ聞分無之、猶又私共おいても前書之次第殊ニ職業ニ差支難捨置、地券証照準地分義地租不取調付再地改被仰聞候様承知仕居候、尤地券証御下渡り相成候得共、今以旧上納仕来ニ候ニ付、右之旧御藩節当村御定納米等義大縄場壺畝分付貢米壺升并ニ下畑壺畝分付御高六升、中畑壺畝分御高八升、上畑壺畝分高壺斗壺升、屋敷畑壺畝分高壺斗二升、右之通承知仕居候、就而者私共控地之内へ懸竈者共旧来ハ追々張出シ取込地ニ被致候様存候、殊ニ慶応元丑右竈者共鉄炮竈ヲ真竈ニ築替之節等、当竈道路地内江張出シ候付通用差支ニ付、元限之通崩取候様義壺方へ申通候処、誰々二人ヲ以元地通取酔レ候而者職業出来兼候付、暫ク勘弁致呉候様義種々頼参り候附、段々申合之上壺ヶ年附二竈宛無税ニ而私共右懸竈ニ於テ焼方可致様取究、双方熟済、慶応二寅年壺竈焼立致候処、其後私共ニ於同様ニ真竈ニ築替候附、其義も取還致置候処、又候此度再地改付前頭通工条申出候付、難捨置奉御願上候、右地是迄仕来御上納米ニ照準シ、右地御検査之上調分ニ被成下候様仕度奉御願上候也

*下げ札

右竈義旧来ハ廿人筋持地候処、内壺人大竈本相号、右之者地券証惣代名前ニ仕置、猶又四人宛五組順廻り焼方候也

【史料4】は、古竈と懸竈それぞれの所有者の間で生じた土地の境界争いに関する訴状の案文である。文面から、1874～76年(明治7～9年)再度の土地丈量を命じられた時に、古竈側が懸竈側を訴えたものと思われる。

従来両者で共同利用してきた道路部分の土地を、最初に発行された地券を根拠に、懸竈側が自分たちの所有地であると主張したところから訴訟に発展した。これに対して、古竈側は以前から共同利用してきたことに加えて、懸竈側が道路以外に古竈側の土地を越境して利用していることを指摘している。この訴状のなかで、懸竈が1865年(慶応元年)に鉄砲窯から真竈に築替したこと、1866年(慶応2年)以降古竈も真竈に築替したことが述べられている。これらの例にみられるように、幕末期に真焼窯への転換が進んだものと思われる。

以上の事例から、19世紀初頭から幕末期にかけては、窯の数・種類・機能などの点で、常滑焼にとって大きな発展期・転換期であったといえよう。

(2) 窯の所有をめぐる権利関係

『常滑陶器誌』では、窯の所有形態について、「窯の組織は今日と同じく大概合資組織にして、則ち共有窯なりき、一基の窯には一人の窯元と称する者ありて総てを支配し、一窯は十六口即ち十六人によりて組織せられ」と記している。つまり、窯は16人による共同所有であり、窯元1人が総責任者としてその窯を管理統括するというのである。『常滑窯業誌』もこの説明を踏襲している。

「今日と同じく」とあるとおり、これは『常滑陶器誌』を瀧田貞一が記した1912年(明治45年)当時の窯の所有形態をもとに、過去も同様であると判断して表現したものである。明治初年生まれ瀧田貞一が、窯の所有形態の変化を見いだせなかったことから、おそらく明治半ば、遅くとも19世紀末にはこのような窯の所有形態が存在していたと思われる。

しかし、それをそのまま江戸時代・明治初年までさかのぼることは妥当であろうか。たしかに、『尾張御行記』には北条村の項には「一立を十六戸ほとつゝにて所持せり」とあり、常滑村の項には「半立八人持なり」とある。

しかし、【史料2】では、北条村は「八拾人組合持」、瀬木村は元窯が「貳式人組合持」細工窯が「小三郎持」、常滑村では元窯が「久右衛門持」

と「五人組合持」、奥条では瓦窯が「甚左衛門持」、元窯が「四人組合持」と「長三持」と記されている。

この史料から、幕末期における窯の所有形態は、「組合持」と記される共同所有の場合と「小三郎持」「久右衛門持」「長三持」と記される個人所有の場合があったことが指摘できる。小三郎は鯉江小三郎、長三は伊奈長三郎で、どちらも常滑を代表する生産者である。久右衛門は松本久右衛門で、『常滑陶器誌』には、周囲の反対を押し切って個人で窯を築造したことが記されている。

共同所有でも、1基の窯の所有者数は瀬木村12人、常滑村5人、奥条4人である。北条村の場合は、11基の窯を80人で共同所有している。この80人は、北条村のなかで窯の権利を所有できる立場や資本を有する人の数に相当すると思われる。つまり、北条村では村内の単純労働者以外の生産関係者全員で村内の窯すべてを共同で所有・利用する形態をとっていたと考えられる。【史料4】には、古竈は20人の「舩持」（共同所有）であり、その内の1人が「大竈本」と称し、4人1組の5組が順番に焼成を行うことが記されている。いずれにしても、必ずしも1窯16人が「定型」だったわけではないことは明らかである。

【表2】は、北条村内にある窯の共同所有者の一覧である。窯は福新・徳新・伝中・懸・坂・坂新・森新・南新・古の9窯である。この窯は『常滑陶器誌』掲載の1911年（明治44年）調査の窯の一覧とは大きく異なっている。瀧田家当主の瀧田幸治郎が家督相続するのが1875年（明治8年）、水野龍助は1881年（明治14年）没であるので、この間と考えるのが妥当であろう。

【表2】の典拠史料では、南新・古以外の窯は16口分、南新・古の両窯は20口分の記入欄が設けられている。したがって、16口・20口に権利を分割して共同所有するのが前提となっていたと思われる。

1口＝1人ならば16人分の記入欄に1名ずつ氏名が記され、窯の所有関係が明確になるはずである。しかし、実際には空欄になっている箇所、あるいは1口に対して2～3人の氏名が記されている箇所がみられる。古竈などは20口のうちの

とんどが分割所有である。また、1基の窯の内、あるいは複数の窯の間で、細分化された権利を複数所有している人も多い。1窯16人持という前提とは異なり、窯の権利関係は錯綜している。

窯の共同所有権は売買の対象であった。瀧田家に関わった窯の共同所有権の移動をまとめたのが【表3】である。1862年（文久2年）の森竈の例が【史料3】であり、瀧田金左衛門は真窯築造資金として20両を森竈連中に提供することによって、1口分の権利を入手している。これ以外には窯の権利は個人間で移動している。共同所有権は個人の資産ということであろう。

売買は半口・1口単位であるが、窯内部も場所によって「本場」「脇場」「浦（裏）場」と細分化されている。これらの区分による価格差は事例が少なく【表3】からは判明しないが、同じ本場であっても窯によって価格は異なっている。また、森竈は大窯だった1852年（嘉永5年）には1口10両であったのが、1862年（文久2年）には20両と倍額になっている。1867年（慶応3年）の2事例は、2つの窯の売買を一括しているため個別の窯の共同所有権の価格はわからないが、古竈や森新竈の価格はそれ以前の売買よりは高くなっていると推測される。単純な物価上昇もあるが、大窯から真焼窯へ変わることにより、共同所有権の価格も高くなったといえよう。

もちろん、瀧田家は窯の共同所有権は保有しても、生産に直接的に関わることはなかったと思われる。

【史料5】⁽¹¹⁾

一仲新竈本場	壱口	五郎左衛門預ケ
一同竈	壱口	金左衛門預ケ
一徳新竈	半口	与八預ケ
一南新窯真竈	壱口	清四郎預ケ

【史料5】にあるように、瀧田家では窯の権利を他人に預け、預けられた人物が実際の生産に携わったのであろう。預ける際の条件は史料からは不明であるが、製品か金銭によって精算されたと思われる。【表2】の窯の共同所有者のなかには、

表2 明治期の窯株共同所有状況

竈No.	竈名	仮No.	仮小No.	株持者	株数	竈No.	竈名	仮No.	仮小No.	株持者	株数
1	福新竈	1		渡辺安右衛門	1	3	伝中竈	13		水野浅治郎	1
		2		瀧田文三郎	1			14		渡辺とよ	1
		3		山本七右衛門	1			15	1	渡辺角蔵	0.5
		4	1	森下久平	0.5				2	渡辺角三郎	0.5
		4	2	沢田又蔵	0.5	16		山本五郎左衛門	1		
		5		清水林右衛門	1	4	懸竈	1		森下門五郎	1
		6		松下三郎平	1			2	1	柴田和吉	0.5
		7		山本元右衛門	1				2	松下善右衛門	0.5
		8	1	山本元右衛門	0.5			3		柴田和吉	1
			2	土井源兵衛	0.5			4		森下定助	1
		9		渡辺安右衛門	1			5		渡辺安右衛門	1
		10		清水林右衛門	1			6		片岡清四郎	1
		11		山本忠右衛門	1			7		稲葉孫兵衛	1
		12	1	関ふく	0.5			8		森下門五郎	1
			2	沢田又蔵	0.5			9		村田	1
		13	1	渡辺安右衛門	0.5			10		渡辺七左衛門	1
2	森下九郎右衛門		0.5	11	1			森下定助	0.5		
14	1	清水林右衛門	0.5		2			村田羽右衛門	0.5		
	2	渡辺与八	0.5	12				渡辺孫左衛門	1		
15		服部勘右衛門	1	13				瀧田文三郎	1		
16	1	山本元右衛門	0.5	14							
	2	渡辺与八	0.5	15	1	松下善右衛門	0.5				
2	徳新竈	1			森下利助	1	2	渡辺九郎兵衛	0.5		
		2		森下源四郎	1	16	1	片岡金兵衛	0.5		
		3		渡辺源九郎	1		2	松本佐平治	0.5		
		4		森下久平	1	5	坂竈	1		村田卯兵衛	1
		5		森下源四郎	1			2		兵八	1
		6		亀岡惣兵衛	1			3		甚六	1
		7		渡辺兵吉	1			4	1	渡辺孫左衛門	0.5
		8	1	渡辺六郎右衛門	0.5				2	渡辺兵吉	0.5
			2	渡辺源九郎	0.5			5		稲葉さと	1
		9		渡辺善三郎	1			6	1	村田卯兵衛	0.5
		10	1	関ふく	0.5				2	渡辺茂八	0.5
			2	森下利助	0.5			7	1	稲葉さと	0.5
		11	1	森下利右衛門	0.5				2	山本七右衛門	0.5
			2	森下源四郎	0.5			8	1	山本七右衛門	0.5
		12			2				清水林右衛門	0.5	
		13			渡辺与平			1	9		森下長蔵
14					10			1	渡辺角三郎	0.5	
15			渡辺与平	1				2	渡辺角蔵	0.5	
16	1	森下久平	0.5	11	1			渡辺与八	0.5		
	2	上村新蔵	0.5		2	山本元右衛門	0.5				
3	伝中竈	1		服部徳五郎	1	12	1	渡辺与八	0.5		
		2		森下門七	1		2	瀧田金三郎	0.5		
		3		渡辺とき	1	13					
		4		渡辺とき	1	14		渡辺角三郎	1		
		5		渡辺安右衛門	1	15		渡辺角治郎	1		
		6		土井勇助	1	16		渡辺市蔵	1		
		7		水野小右衛門	1	6	坂新竈	1		土井勇助	1
		8		渡辺善七	1			2		渡辺重兵衛	1
		9		渡辺安右衛門	1			3		松下門右衛門	1
		10		亀岡惣兵衛	1			4	1	平吉	0.5
		11	1	沢田万助	0.5				2	長吉	0.5
			2	渡辺安右衛門	0.5			5		清水林蔵	1
12	1	渡辺とよ	0.5	6				渡辺与平	1		
	2	渡辺平吉	0.5	7		山本忠右衛門	1				

竈No.	竈名	仮No.	仮小No.	株持者	株数
6	坂新竈	8	1	稲葉孫兵衛	0.5
			2	松下善右衛門	0.5
		9		源七	1
		10		清水左左衛門	1
		11	1	清水左左衛門	0.5
			2	渡辺孫左衛門	0.5
		12		関治助	1
		13			
		14		渡辺源九郎	1
		15			
16					
7	森新竈	1		清水庄蔵	1
		2	1	水野重蔵	0.5
			2	村田小左衛門	0.5
		3		渡辺嘉治平	1
		4	1	森下長左衛門	0.5
			2	片岡清治郎	0.5
		5		水野浅治郎	1
		6	1	森下甚兵衛	0.5
			2	松下兵八	0.5
		7	1	松下円右衛門	0.5
			2	稲葉由助	0.5
		8		稲葉孫兵衛	1
		9		清右衛門	1
		10		片岡清治郎	1
		11	1	源七	0.5
			2	清治郎	0.5
12	1	森下円五郎	0.5		
	2	渡辺与左衛門	0.5		
13		清水庄蔵	1		
14		水野重右衛門	1		
15		中野善助	1		
16		渡辺嘉治郎	1		
8	南新竈	1		松下孫右衛門	1
		2		片岡清四郎	1
		3	1	渡辺与左衛門	0.5
			2	森下源四郎	0.5
		4	1	稲葉久右衛門	0.5
			2	水野龍助	0.5
		5		稲葉由助	1
		6		松本佐平治	1
		7		中野善助	1
		8	1	水野浅治郎	0.5
			2	清水八郎左衛門	0.5
		9		水野浅治郎	1
		10		水野龍助	1
		11		稲葉由助	1
12		清水八郎左衛門	1		
13		清水左左衛門	1		
14	1	清水左左衛門	0.5		
	2	渡辺九郎兵衛	0.5		

*加藤9-30より作成。

これと同じように、生産には直接関わらない人も
いるものと思われる。

窯をめぐる権利関係は、共同か個人持かという

竈No.	竈名	仮No.	仮小No.	株持者	株数		
8	南新竈	15		稲葉さと	1		
				松下常蔵	1		
		16		関治左衛門	1		
		17		稲葉久右衛門	1		
		18	1	水野浅治郎	0.5		
			2	関治左衛門	0.5		
		19		森下栄治郎	1		
		20		亀岡惣兵衛	1		
		9	古竈	1	1	瀧田文三郎	0.5
					2	村田久左衛門	0.5
2							
3	1			片岡清治郎	0.5		
	2			渡辺九郎兵衛	0.5		
4	1			渡辺与左衛門	0.5		
	2			源七	0.5		
5	1			森下円七	0.5		
	2			渡辺善三郎	0.5		
6	1			片岡清治郎	0.5		
	2			瀧田幸治郎	0.5		
7	1			森下定助	0.75		
	2			渡辺善三郎	0.25		
8	1			森下利助	0.5		
	2			亀岡庄右衛門	0.5		
9	1			森下長左衛門	0.5		
	2			柴田五郎兵衛	0.5		
10	1			片岡清治郎	0.5		
	2			森下利助	0.5		
11	1			清水林右衛門	0.5		
	2	亀岡庄右衛門	0.5				
12	1	金兵衛	0.5				
	2	村田為右衛門	0.5				
13	1	渡辺九郎兵衛	0.5				
	2	瀧田文三郎	0.25				
	3	渡辺九郎兵衛	0.25				
14	1	瀧田幸治郎	0.33				
	2	清水林右衛門	0.33				
	3	清水林蔵	0.33				
15	1	水野重蔵	0.5				
	2	平右衛門	0.5				
16	1	瀧田幸治郎	0.5				
	2	村田為右衛門	0.5				
17	1	水野浅治郎	0.5				
	2	渡辺与平	0.5				
18	1	渡辺兵吉	0.5				
	2	村田理兵衛	0.5				
19	1	森下利助	0.33				
	2	瀧田文三郎	0.33				
	3	森下定助	0.33				
20	1	渡辺与平	0.5				
	2	片岡清治郎	0.5				

所有形態そのもの、共同所有のあり方、さらにその
権利の行使方法など、窯や時代によって異なっ
ていたと考えられる。すべてが16人の共同所有

表3 瀧田家の窯所有権の移動

年月	物件	代金	売主	特記事項	転売ほか
嘉永2年2月	古竈本場1口	30両	五郎左衛門	金子都合出来之節戻し手形	文久3年正月買切
嘉永3年3月	傳中竈浦場1口	15両	重三郎		寅(安政1または慶応2)12月万助へ28両で売却
嘉永5年1月	森竈1口	10両	長平	炭手形で支払	辰(安政3または明治1)12月 19日11両請取(売却か)
安政元年5月	古竈脇場半口	7両	源八	10両貸し	先方へ戻し
安政2年9月	古竈本場1口	30両	五兵衛	「新田高書ニ付竈場気配宜敷節売渡」	辰(安政3または明治1)12月五左衛門へ35両で売却
文久元年7月	中新竈半口	6両	次郎吉		丑(慶応1)2月15日「古竈替り」源八へ10両で戻す
文久元年12月	森新竈半口	5両	与三郎	涙金2朱	戌(文久2)5月六右衛門へ6両で売却(1分利足請取・2分2朱与三郎へ)
文久2年2月	森竈1口	20両	森竈連中(惣代・与左衛門、六右衛門、治左衛門、長左衛門)	真竈築立につき加入／5両×4回で支払	預り又四郎／竈普請出ル
慶応3年12月	古竈本場半口・中新竈半口	50両	与三左衛門		卯(慶応3)12月又蔵へ25両で売却
慶応3年12月	森新竈本場1口・徳新竈裏場半口	60両	与三左衛門		森新竈を65両で孫右衛門へ売却、徳新竈を利助へ15両で売却

*加藤1-16・1-17から作成。

と単純化できるものではなく、個別具体的に検討する必要がある。

II 生産の実態

(1) 1700年ごろの生産実態

さきに見た「万記録覚帳」から18世紀の生産に関する記載を2点抜粋する。

【史料6】

覚
 一田土取場并届ケ人足廿八人
 但、道法十五丁程
 一山土取届人足四拾式人
 但、道法式十町
 一土拵之内百五人
 但シ日数十五日之内
 二月廿六日より四月十八日迄瓶置賃
 一瓶屋三軒 壱軒ニ錢五百文宛
 一かつしやうほうそ代壱分三百八十式文
 一やのひ竹三百拾本代三百六拾式文
 壱焼ニ付五人ツ、
 一松葉焼場へ届人足三拾五人

一御瓶入人足七十人
 一同焼人足廿八人
 一同出シ人足七十人
 一竈口詰人足五拾六人
 一御瓶名古屋江届ケ賃代壱貫文
 一同人足十八人 三日分
 壱ツ百三十式文ツ、
 一藻藁代九百三十式文
 壱焼壱両式分ツ、
 一松葉八千八百式拾束 代金拾両式分
 但シ、百文ニ十六束八分式尺廻り
 金メ拾壱兩ト式貫九百三拾文
 内 拾兩壱分六百分
 右七竈脇詰瓶ニ而売立御座候
 残而三分式貫三百三十文不足
 人足メ六百五拾式人
 右之通りニ御座候、已上
 元禄七年戊五月九日
 瀬木 六郎右衛門
 北条庄屋 勘左衛門
 奥条庄屋 仁左衛門
 御殿様へ上ル跡

御取次御台所勘定奉行長坂留右衛門殿
 右之代拾貳兩ト四匁九分被下候
 右永安寺御香屋庄三郎方より此方へ誂へ
 瓶七ツ内
 北条村三ツ・瀬木村貳ツ・奥条村貳ツ

【史料6】は、1694年(元禄7年)に瓶7個を尾張藩に瀬木村・北条村・常滑村奥条から納めた時の記録である(この一部を中略したのが【史料1③】である)。7回の焼成で7個の瓶、つまり1焼成で上納用の瓶を1個製作した。

【史料6】は瓶の製作に要した人足と経費の計算書であり、これを尾張藩に提出して代金を受け取ったものと思われる。経費・人足とも、上納用の瓶を焼いた7基の窯の間に差異はなく、同じだけの経費・人足を必要としたことになっている。

経費のなかに原料の土代や人足賃は含まれず、焼成用の材料や燃料の経費が計上されている。1軒に500文ずつの瓶置賃や名古屋への輸送費1貫文は、上納のための特別経費と考えられる。これらの総経費は金11両銭2貫930文であった。しかし、上納用の瓶の「脇詰」として焼成した瓶の売却益が金10両1分銭600文あったため、村にとっては金3分銭330文の不足である。これに対して尾張藩からは金12両銀4匁9分が支払われている。

燃料に使ったと思われる藻藁は7基分で932文、松葉は10両2分である。松葉の使用量は8820束、1基あたり1260束である。経費のほとんどは燃料代といってもよいほどである。

人足については、内訳の合計(452人)と末尾の合計652人が合致しない。どこかに記載漏れか書き間違い、写間違いがあると思われる。

原料となる土の調達と調製に合計175人(1基あたり25人)を使用している。土の調達先は15丁程の距離にある畑と20丁程の距離にある山である。距離にして2キロメートル前後と、それほど遠くない場所から土が調達できたことがわかる。「土拵」は原料土をねり合わせる作業と思われ、15日を要している。

8820束(1基あたり1260束)の松葉を運ぶ

のに要した人足が1基あたり5人で合計35人である。原料土の書き方とは異なり「届人足」であるので、すでに束の状態になっている松葉を運ぶ作業ということであろう。18世紀前半には田原や熊野方面から松葉が移入されていることが確認できるので、ここも船が荷下ろしした湊から窯まで運んだものと推測される。

焼成には、瓶の出し入れに各70人(1基あたり10人)、窯の口詰を行う人足が56人(同8人)、焼成中の作業人足が28人(同4人)、合計224人(同32人)を要している。焼成の前後に人手が必要な様子が想像できる。

【史料7】

瓶竈売立直段并始終入用目録
 一竈壺ツ 瓶数合貳百廿六

内訳

上瓶十ヲ 但シ上焼

此土巾八寸四方高四方物 五拾切

尺坪ニ拾貳切八分

代金壺兩

中瓶四拾 但シ中焼

此土貳百切

尺坪ニ五拾壺切貳分

代金壺兩ト五百文

下瓶四拾六 下焼

此土貳百三拾切

尺坪ニ五拾八切八分八厘

代金貳分

已上大瓶九拾六

夏瓶十六 但シ七斗入

此土六拾四切

尺坪ニニ十六切三分八厘四毛

代金貳分

小瓶十式 四斗入

此土廿四切

尺坪ニニ六切壺分四厘四毛

代五百文

まし三拾貳 三斗入

此土四拾八切

尺坪ニニ十貳切貳分八厘八毛

代五百文
 小物七十 火とこ・はんと・五まつき
 此土七拾切
 尺坪ニメ十七切九分弐り
 代三百文
 代金メ三兩ト壹貫八百文
 右之入用六束がへ三尺廻り
 金貳兩壹分 松葉代
 此利足段々にかゝり申候
 貳百文 藻代
 五拾文 火箸木代
 五十文 口当木・かまうらふさぎ・
 かうかめ代
 メ貳兩壹分三百文
 此外酒代等段々入用御座候
 外ニ土六百八拾六切
 駄数百七拾壹駄半 但シ壹駄四切宛
 此尺坪メ百七拾五切六分弐り六毛
 本坪六合三勺九才四七余
 人手間貳百人余
 是者土取手間持運び竈出シ入松葉揚手間ほし
 手間共ニ如此ニ御座候
 此外土手前ニ所持不仕候者他村ニ而買求メ
 申候、此代物不同ニ御座候故、目録ニ除申候
 右之通り相違無御座候、此内疵瓶出来仕候得ハ
 段々代物減シ申候得共、委細不同ニ御座候故惣瓶
 不残売立之積りニ仕、差上申候
 元禄十二年卯十二月
 庄屋
 与頭
 吉田権右衛門殿江上ル

【史料7】は1699年(元禄12年)に尾張藩に提出された書面の写と思われる。差出人は「庄屋、与頭」としかないが、この記録が北条村の記録であることから、北条村の庄屋・組頭と考えてよいであろう。宛先の吉田権右衛門の立場は不明である。この書面の作成目的は判然としないが、文面から【史料6】のような特定の焼成の場合を示しているわけではなく、焼成に関する標準的な数値を表していると思われる。

では、当時の焼成がどのようなものであったのか、【史料7】から検討してみよう。

まず、製品からみることとする。製品総数は226個、その内大瓶が96個(42.5%)、小型の瓶が60個(26.5%)、その他の小物が70個(31%)である。大瓶は出来の良し悪しによって上中下の3段階に分けられ、上10個・中40個・下46個となり、大瓶のなかでも上物は1割程度しかできなかったことがわかる。小型の瓶は7斗入・4斗入・3斗入と容量によって作り分けられており、この時代にはすでに製品の細分化が進んでいたことがうかがえる。

製品の価格は、当時の状況から金1両=銭4000文と仮定すると、大瓶は1個あたり上物が400文、中物が112.5文、下物が43.5文となる。夏瓶は125文、小瓶は41.7文、ましは15.6文が1個の価格となる。大瓶は出来栄による価格差が大きいことがわかる。

次に原料の土に関する記述をみることにする。上瓶の部分にある「巾八寸四方高四方物」の記載から、土が1辺8寸の立方体を一つの単位「切」として数えられていたことが判明する。1焼成で用いられる土は686切、この4切を1駄として運搬していたこともわかる。土は自前で用意できるのが前提であり、最後の注記にあるとお持ち合わせがない場合は他村から購入するというのが一般的であったようである。【史料6】でも【史料7】でも、原料代が経費に算入されないのは、このような原料調達の方法によるものであろう。

土と製品との関係を見ると、製品1個を作るために、大瓶は5切、夏瓶は4切、小瓶は2切、ましは1.5切を使用している。必要な土の容積と製品価格とを考えると、より大きな瓶の商品としての優位性が明らかになる。

諸経費は松葉や口の当て木などの費用で総額金2両1分銭300文である。この他にも酒代などの入用がある旨が注記されている。このうち、2両1分が松葉代である。【史料6】の場合と同じように、松葉代が経費の大部分を占める。松葉代については「利足段々にかゝり」とあり、松葉は現金で買入れるのではなく、借入金で充当され

ていたと考えられる。

売却益が金3両銭1貫800文であるので、金1両＝銭4000文として差引3940文、約1両が利益となる。【史料6】の売却益が1窯当たり5942文、約1両2分であったことから、この当時1焼成で1両前後の利潤が得られるのが一般的であったのであろう。

人足は200人余とある。作業内容は、土の採取や運搬、窯入れ・窯出し、松葉の荷揚げ、成形品の乾燥などである。【史料6】の62人と大きく異なるので、含まれる作業内容と作業量が異なる可能性が高い。

【史料6】【史料7】とも、元禄期の常滑焼の生産実態を示す数少ない史料であり、とくに原料・人手についてここまで具体的にわかる史料は19世紀以降にもほとんど存在しない。これらの史料から、すでに製品が細分化され、それに応じた原料の分量も定まっていたこと、価格上大型製品が優位であったこと、経費は燃料代が大部分であり、原料・人足代は経費に含まれていないことなどが特徴として指摘できる。また、大瓶でも、上物の割合は低く、一方出来栄えによって価格差は大きな差が生じている。上質の大瓶を比率を高めることが生産者にとって利益率を上げることになり、次に目指されるステップであったと思われる。

(2) 幕末～明治初年の窯の稼働状況

窯の稼働状況について、『常滑陶器誌』では、次のように記されている（句読点は適宜補った）。一窯は十六口即ち十六人によりて組織せられ、之れを四組に分ち一組は四人を以し、内に一人元場と称し其一组を処理するものを置けり此一组は年に二週の焼立を為し、乃ち一窯につき年八回の焼立を為すものにして、外に一回勘定窯と称し四組連合して焼立をなし、其焼成品を売て其窯に関する一切の費用を支弁せり。元場を中心に4人一組のグループを4組組織して、各組2回ずつで8回、その他に諸経費をまかなうための勘定窯1回、合計年9回の焼成を行うというのである。

実際に、窯はこのような形で稼働しているので

あろうか。1窯の共同所有権については先に述べたとおりである。その他の点について、瀧田家文書・加藤家旧蔵文書に残る帳簿類を中心に検討してみよう。

両文書群に「瓶金銀渡帳」⁽¹²⁾、「瓶金渡帳」⁽¹³⁾という表題の1867年（慶応3年）渡辺（瓶屋）与三左衛門が作成した帳簿がある。表題は微妙に異なるが、文書の性格はほぼ同じである。「瓶金銀渡帳」は正月から、「瓶金渡帳」は表紙は「八月吉日」付、実際には7月からの記載がある。その内容は次の【史料8】のようなものである。

【史料8】⁽¹⁴⁾

○多二	卯兵衛本
正月吉日	
一金八両	卯兵衛
一金八両	七右衛門
一金六両	仁左衛門
一金貳両	宮平
一金四両	茂八
一金四両	孫左衛門
寅十二月	
一金五両	七右衛門かし
同	
一金五両	仁左衛門かし
同	
一金四両	茂八かし
正月十八日	
一金貳両	宮平渡し
二月七日	
一金壹両	宮平渡し
二月九日	
一金壹両 銭	卯兵衛渡
	四百文不足
二月十四日	
一金四両	孫左衛門渡し
二月十九日	
一銭五貫文	孫左衛門渡し
二月廿一日	
一金八両	卯兵衛渡し
二月廿五日	

一金壹両	宮平渡
一金壹両渡し 刃	宮平 善三郎本
二月一日	
一金七両	源七
一金五両壹分	市蔵
一金壹両三分	孫左衛門
一金三両貳分	六治郎
一金三両貳分	宮平
一金五両壹分	善三郎
一金壹両三分	茂左衛門
び貳拾八両のこり	
二月十六日	
一金貳両渡し	源七
二月十八日	
一金貳両	六治郎渡し
二月	
一金壹両貳分	六治郎渡し
二月廿八日	
一金貳両	源七渡し
二月廿八日	
一金貳両	善三郎渡し
三月八日	
一金壹両	善三郎渡し
三月十一日	
一金三両貳分	市蔵渡し
三月廿一日	
一金三両	善三郎渡し
(後略)	

これ以降も同様の記載が続く。【史料8】は、「〇多二」「刃」という記号で示される2回分の焼成に関する記録と考えられる。

この2点の帳簿の記載は、基本的に次のような要素から成り立っている。

- ①焼成記号 ②元場名
- ③焼成月日
- ④焼成参加者別の金額
(参加者別金額の合計)
- ⑤渡し金の金額・月日・相手

この2点の「瓶金(銀)渡帳」の記載をまとめた

のが【表4①】である。

焼成記号は、屋号や略号と数字の組合せからなる。ただし、他の事例をみると必ずしも数字がついているとは限らないようである。この焼成記号については詳しくは後で検討する。同じ屋号・略号は、窯・窯本や元場など何かの条件が共通である一連の焼成である。後で検討するように、【表4①】の13回の焼成は、窯がすべて判明するわけではないが、複数の窯によるものである。

次に【表4①】の参加者に着目する。複数の焼成作業の参加者名が具体的に明らかになる史料はほとんど判明していない。つまり、この2点の史料は焼成の組織を考える数少ない材料なのである。【表4①】の参加者別に参加した焼成をまとめたのが【表4②】である。

各回の焼成の参加者数をみると、5～16人、平均すると9人強である。個々の参加者からみると、13回の焼成のうち孫左衛門(12回)、茂八(11回)、卯兵衛(10回)の3人が10回以上の参加者であり、5～7回の参加者が10人、2～4回が5人、残り19人が1回のみ参加である。

【表4②】から焼成記号と参加者との関係を見ると、5回の「卯」、3回の「刃」には同じ顔ぶれが参加していることが多い。「卯」「刃」に参加している人は「一」「林一」にあまり加わっていない。また、角三郎・角蔵、忠左衛門・兵吉・兵八のように参加している焼成が完全に合致する人たちもいる。

最後に【表4①】の参加者別の金額と渡し金について触れておく。参加者別の金額は端数がなく比率が明確な場合が多いことから、その焼成に対する権利を金額で表したものであると思われる。他の史料の記載では「口数」で表される場合もあり、焼成に参加する全員が対等の関係ではなかったのである。

「瓶金渡帳」では、この権利金と焼成以降に渡される渡し金が差引勘定されているので、権利金は参加者から瓶屋与三左衛門へ渡す金額ということになる。実際には金銭を渡すのではなく、その金額分の権利、つまりできあがった製品を渡すということではないかと思われる。瓶屋が焼成1回

表4① 「瓶金渡帳」 にみる金銭のやりとり

焼成記号	元	年月日	人名	金額	渡金
〇多二	卯兵衛	正月吉日	卯兵衛	8両	2月9日1両／2月21日8両
			七右衛門	8両	寅12月5両
			仁左衛門	6両	寅12月5両
			宮平	2両	正月18日2両／2月7日1両／2月25日1両／1両
			茂八	4両	寅12月4両
			孫左衛門	4両	2月14日4両／2月19日5貫文
ろ	善三郎	2月1日	源七	7両	2月16日2両／2月28日2両
			市蔵	5両1分	3月11日3両2分
			孫左衛門	1両3分	
			六治郎	3両2分	2月18日2両／2月1両2分
			軍平	3両2分	
			善三郎	5両1分	2月28日2両／3月8日1両／3月21日3両
			茂左衛門	1両3分	
七一	卯兵衛	2月17日	卯兵衛	3両2分	3月晦日3両1分1朱
			孫左衛門	3両2分	3月20日2両
			茂八	3両2分	2月27日3両2分
			市蔵	3両2分	
			角蔵	7両	2月27日1両／4月10日5両
			角三郎	7両	5月11日3両
			宮平		3月22日2両／4月10日2両2分
は一	五郎左衛門	3月22日	五郎左衛門	2両	
			久左衛門	4両	5月29日4両
			庄三郎	3両	4月16日1両／5月25日2両
			林右衛門	4両	
			茂八	2両	4月10日2両／4月10日まへ1両
			甚五兵衛	1両	3月25日2分
			五郎兵衛	1両	4月29日1両
			文左衛門	2両	
			六治郎	2両	4月20日1両／5月20日1両
			源七	2両	
			源八	2両	3月22日1両／1両
			軍平	2両	5月16日1両
			庄右衛門	2両	
			善治郎	1両	4月28日1両
庄治郎	2両	3月1両／1両			
文金		2両			
卯一		4月16日	卯兵衛	3両2分	5月28日1両
			孫左衛門	3両2分	4月21日2両／5月22日2両
			茂八	4両	5月16日5両
			角三郎	2両2分	
			軍平	2両2分	
			角蔵	1両3分	5月16日3分／5月25日1両
			与八	1両3分	5月16日3分
			七右衛門	1両3分	
			長蔵	1両3分	5月5日1両3分
			市蔵	3分	
			源七	1両	5月22日1両／5月28日3両2分
			兵八	3分	5月8日3分
			口(兵々)	3分2朱	5月27日1両
			忠右衛門兵吉	3分	4月20日3分
卯二		5月24日	茂八	4両	5月17日1両／5月29日1両／6月9日2分
			卯兵衛	4両	
			軍平	4両	
			兵八	4両	5月29日1分
			兵吉	4両	
			庄三郎	4両	
			忠右衛門	4両	5月29日1両1分
孫左衛門	4両				

焼成記号	元	年月日	人名	金額	渡金
林一			林藏	8兩	
			弥七	6兩	
			九郎右衛門	2兩	
			勇右衛門	2兩	1兩/7月5日2分
			庄次郎	2兩	
			与八	4兩	
			市藏	4兩	
多一		7月23日	卯兵衛	9兩	7月10兩/7月29日2兩3分1朱2匁3分3廩米1俵
			茂八	9兩	7月8兩2分/1兩1分2朱3匁3分米半分/9月2日1分
			七右衛門	9兩	7月5兩/9月17日2兩/11月25日2兩
			孫左衛門	4兩2分	8月2日3兩/10月1兩
			源七	4兩2分	11月4日1兩2分
			卯兵衛	4兩	9月7日3兩
卯二		8月22日	孫左衛門	4兩	9月6日1兩/9月23日2兩
			茂八	5兩	9月10日5兩1分
			宮平	3兩	8月29日1兩
			角三郎	3兩	
			角藏	2兩	9月23日1兩
			与八	2兩	10月15日2兩
			七右衛門	2兩	
			善三郎	2兩	9月15日2分/1兩1分
			源七	1兩	
			忠右衛門	1兩	
			市藏	1兩	2兩1分
			兵八	1兩	8月29日1兩
			兵吉	1兩	10月9日1兩
			卯三		9月12日
茂八	5兩1分	9月18日1兩2分/9月25日2分/9月29日2兩/10月15日1兩			
孫左衛門	3兩2分	10月2日1兩/10月13日1兩2分			
宮平	3兩2分	10月2日2兩			
源七	1兩3分	11月27日1兩			
兵八	1兩3分				
兵吉	1兩3分	9月23日1兩3分			
忠右衛門	1兩3分	10月20日1兩2分			
七右衛門	3兩2分	10月29日2兩			
軍平		11月8日2分			
七二		10月16日			
			茂八	6兩	10月26日2兩1分/11月13日2兩
			角三郎	6兩	11月21日1兩
			孫左衛門	4兩	
			市藏	2兩	
			与八	4兩	
			角藏	4兩	11月3日1兩2分/11月24日2分
			宮平	2兩	
七二		11月6日	甚平	2兩	11月7日1兩2分
			卯兵衛	7兩	11月26日5兩
			茂八	7兩	11月26日1兩
			角三郎	8兩	
			角藏	8兩	
			市藏	4兩	
			孫左衛門	4兩	
卯四		11月21日	卯兵衛	3兩3分	
			茂八	3兩3分	
			孫左衛門	3兩3分	
			兵吉	3兩3分	
			忠右衛門	3兩3分	
			兵八	3兩3分	
			宮平	7兩2分	

表4② 「瓶金渡帳」の人名と焼成記号との関係

人名	回数	多二	ろ	㊦一 2月	㊦一	卯一	卯二 5月	林一	多一	卯二 8月	卯三	㊦一 10月	㊦二	卯四
孫左衛門	12	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
茂八	11	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
卯兵衛	10	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○
市蔵	7		○	○		○		○		○		○	○	
宮平	6	○		○						○	○	○		○
源七	6		○		○	○			○	○	○			
角三郎	5			○		○				○		○	○	
角蔵	5		○	○		○				○		○	○	
軍平	5		○		○	○	○				○			
七右衛門	5	○				○			○	○	○			
忠右衛門	5					○	○			○	○			○
兵吉	5					○	○			○	○			○
兵八	5					○	○			○	○			○
与八	4					○		○		○		○		
庄三郎	2				○		○							
庄次郎	2				○			○						
善三郎	2		○							○				
六治郎	2		○		○									
久左衛門	1				○									
九郎右衛門	1							○						
源八	1				○									
五郎左衛門	1				○									
五郎兵衛	1				○									
庄右衛門	1				○									
仁左衛門	1	○												
甚五兵衛	1				○									
甚平	1											○		
甚六	1							○						
善治郎	1				○									
長蔵	1					○								
文金	1				○									
文左衛門	1				○									
茂左衛門	1		○											
弥七	1							○						
勇右衛門	1							○						
林右衛門	1				○									
林蔵	1							○						

単位でまとめて製品を引き取る取引形態がとられていることが推測される。

以上のことから、焼成の参加人数は一定ではないこと、窯その他の条件により異なる系統の焼成が存在し、参加者は系統によって分かれる傾向があること、しかし系統を超えた焼成に参加することもそれほど稀ではないこと、同じ系統の焼成でも完全に参加者が固定されていないこと、などが指摘できよう。

続いて、1873年(明治6年)の「瓶仕入之帳」⁽¹⁵⁾から明治初年の焼成状況を見ることにする。この年の「瓶仕入之帳」は「正月吉日」付で2冊ある。どちらも「瀧田金左衛門」の作成である。重複す

る記事はなく理由はわからないが並行して2冊の同名の帳簿が作成されている。「瓶仕入帳」の記載は以下のようなものである。

【史料9】⁽¹⁶⁾

○卯一 一月九日

三式

一七百廿四匁 赤道明寺二十三 ノ四

四〇

一壺貫九百六十七匁 同上五十 ノ十一

十六

一式百四十五匁一分五り 藍瓶十六ノ七

十八

一百三拾九匁三分五り 藍瓶大八 ノ三
(中略)

惣〆四貫九百貳十五匁八分五り

此八拾貳兩ト五匁八分五り

右之通り相渡申候

使 七右衛門・茂八・甚六

坂竈連中殿

(中略)

一六十一匁五分 八寸たか十ツ

六匁一分五り 一割増

合〆六十七匁六分五り

三匁三分八り 口せん

又〆七拾一匁〇三り

右之通り相渡

一月九日 使茂八・七右衛門

〇定殿

四〇

一七十六匁 越瓶大二十 ノ四

一八

一三匁六分 同小貳ツ

〆七拾九匁六分

拾五匁九分二り増

合〆九十五匁五分二り

右之通り相渡申候

一月十四日

卯兵衛殿

最初に焼成記号と月日が記され、続いて製品ごとに単価・代金・数量が列挙されている。冒頭の記載でいえば、「赤道明寺(瓶)」23個の代金が724匁であり、一つ書の肩にある「三式」が単価32匁であることを意味する。この焼成の記載は【史料9】の最初の中略までの部分、この後にたが類(代金総額300匁余)の記載、それから【史料9】に示した「定殿」「卯兵衛殿」4つの区画からなる。仕入の対象となっている製品は瓶・井戸側・鉢・杓・いぶし・釣鐘などであり、細工物は含まれない。

このような2冊の「瓶仕入之帳」の記載の6月分までをまとめたのが【表5】である。【表5】と典拠とした史料から窯と焼成記号との関係がい

くつか判明する。「卯」は坂窯、「林」「勇」「は」は中新窯、「を(お・ヲ)」は坂窯か坂新窯のいずれかである。先にみたように、「卯」と「林」「は」の参加者があまり重複しないのは別の窯であるからと考えられよう。

どの焼成も記載形式や内容に共通点がある。まず、いくつかの区画に分割され、区画ごとに代金の計算が行われている。そして、最初の区画は特定の人名が記されず同一焼成のなかで代金合計が最大であり、【史料9】に示した事例では9割以上、その他の例でも少なくとも6割前後を占める。2番目の区画も人名が記されないことが多いが、代金総額が最初の区画とは大きく異なる。それに続く区画は、【史料9】でいえば「定」「卯兵衛」のような人名が記され、代金総額もそれほど多くない。人名は「定殿行」と書かれている場合もある。これらの記載から、前半の特定の人名が記されない部分は瀧田金左衛門の仕入であり、人名が記された部分は1焼成からできた製品の一部を売却していると想定される。1窯全部を1人で仕入れるのが基本的な形態であり、必要に応じて分割して売却されていたものと思われる。

以上、焼成について検討してきたが、近世後期以降の常滑焼に関する史料のなかで原料や燃料に関する記載は数少ない。そのいくつかを検討しておこう。

原料の土は「万記録覚帳」でも『尾張徇行記』でも近場の畑や山から調達すると記されている。1876年(明治9年)に次のような願が出されている。

【史料10】⁽¹⁷⁾

借区券返上願

私義愛知県管下尾張国知多郡北条村字荒子・字出口・字棚井戸右三ヶ所ニ於テ、陶土場借区明治七年十月御許可、借区券御下渡シ被下、営業罷在候処、追々堀尽シ最早営業ニモ難相成廃業仕度、依之甲第四百五拾壹号・甲第四百五拾貳号・甲第四百五拾三号右三号借区券返上、此段御聞届被下候様奉願候、以上

明治九年二月

表5 「瓶仕入之帳」明治6年1～6月の取引状況

焼成略号	搬出月日	窯名	特記事項	総金額
卯一	1月9日	坂竈	使:茂八・碁六	82両5匁8分5厘
			定助行/使:茂八・碁六	300匁3分5厘
			定助行/使:七右衛門・茂八	71匁3厘
			卯兵衛	95匁5分2厘
林	2月12日	中新竈	使:林蔵・勇右衛門	46両1分9厘
			使:林蔵・勇右衛門	6両10匁6分5厘
			定助	32両12匁7分
(不明)	2月13日	坂新竈	使:庄右衛門・庄三郎	74両2分6匁6厘
を]	2月15日	坂新竈	使:長蔵・孫左衛門	67両3分6匁3分7厘
弐三	2月23日	坂新竈	庄右衛門元・8人焼/内50円貸引 か社庄	72円35銭 7円37.94銭
卯	3月7日		使:卯兵衛・孫左衛門・茂八	69両3分9匁5分2厘
			使:卯兵衛・茂八・孫左衛門	40両2分1分8厘
	3月15日		碁兵衛	3両2分9匁
			龍助	2両1匁5分
4月15日		卯兵衛	1両1分	
林二	4月9日	中新竈	林蔵口/50円貸し	76円23匁3分7厘
			定助	6円3分10匁7分
卯一	4月18日	坂竈	50円貸し	57円3分13匁4分1厘
			定助	5両36匁2分
冨一	5月23日	中新竈	中新竈連中/勇右衛門元/40円貸し	65円2分5匁3分2厘
			中新竈連中	245匁1分4厘
卯	5月28日	坂竈	坂竈連中	58円1分4匁4分1厘
			定助	537匁5分1厘
			善三郎	100匁
			卯兵衛	97匁8分
			庄左衛門	27匁5分
卯一	6月6日	坂竈	茂八	130匁4分
卯一	6月10日	坂竈	卯兵衛	105両4匁7分6厘
を二	6月12日	坂新竈	使:忠右衛門・口右衛門	79両2分1匁1分7厘
			定助行	31両1分9匁9分3厘

愛知県管下尾張国知多郡北条村
 三十七番地 渡邊與左衛門
 二百十九番地 渡邊安右衛門
 三百十九番地 森下源四郎

これは1874年(明治7年)に陶土採取場を借用することが認められ営業してきたが、掘尽くしたため借区を返上したいという渡邊與左衛門ほか2名からの願書である。陶土採取場は荒子・出口・棚井戸であり、一緒に伝来する案文から渡邊與左衛門が出口、渡邊安右衛門が荒子、森下源四郎が棚井戸を利用していたようである。

出口は多屋村との境、現在の森西町付近、荒子・棚井戸は光明寺の東北方面、現在の陶郷町付近である。窯からあまり遠くない場所が土の調達場所であったことは少なくとも明治初年までは変わっ

ていないようである。この願書を文面どおりとれば陶土が枯渇したことになるが、借区の1874年(明治7年)、借区返上の1876年(明治9年)は、地租改正の最中であり土地制度の変遷のなかでこのような扱いになった可能性もあろう。なお、この願書は最終的には3人連名ではなく、3人がそれぞれ作成して提出したようである。

1867年(慶応3年)「竈覚之帳」⁽¹⁸⁾には原料や経費に関する記載が散見される。土は8月に留治郎から280切、10月18日に吉之丞から558切入手したことが記されている。「坂井土」とあるので、土の採取地は常滑から南へ9キロメートルほど離れた坂井村であろう。

また、次のような記載もある。

【史料 11】

古竈
八月十三日
一金三兩貳朱 松葉 二人いない
おやじ二人
一壹貫貳百文 みき代
一三百三十二文 な八十わ
一五百文 油代
メ金三兩貳朱ト貳貫三十二文
壺口付
一十八匁七分五リト貳百文
此金壹分壹朱ト貳百文

【史料 11】によれば1焼成の経費は3兩余、その大部分を燃料である松葉の代金が占めている。この傾向は17世紀末と同様である。この経費はこの焼成に参加している10口で均等割して1口当たり18匁余を負担することになっている。続く部分の記載からこの焼成は2口1人・1口6人・半口4人で構成されていることがわかるので、2口ならば37匁余、半口ならば9匁余の負担となる。燃料代の負担は窯にとっては重かったらしく、1850年（嘉永3年）瀧田家では「竈焼連中」に松葉代10兩を貸し付けている⁽¹⁹⁾。

以上の検討から、各窯の各回の焼成が緩やかな枠組みはありながらも、あまり固定的ではない参加者の集合により行われていたこと、細工物以外の製品は1焼成を単位としてその一部分を切売りしながら流通していくことなどが指摘できよう。

III 生産から流通まで

(1) 生産・集荷・販売

IIでは、焼成を中心に生産の様子を検討したが、ここで常滑焼の生産から流通までの全体を通して考えてみたい。

常滑焼の製品は大きく急須などの細工物とそれ以外に分かれる。細工物の大部分は江戸（東京）の瀬戸物問屋へ持ち込まれること、道明寺などの高品質の瓶類の大部分は江戸へ運ばれること、環伊勢湾周辺地域では細工物以外の瓶や小物類が、瓶仲買を通して地域内の得意先に販売されること

は既に指摘した⁽²⁰⁾。

江戸の瀬戸物問屋が作成した文書を中心に、江戸へ運ばれる製品の取引方法を検討してみよう。

【史料 12 ①】⁽²¹⁾

覚
一金五兩貳朱ト三百六文 松又仕切
一金壹兩ト五百八十八文 紋三仕切
一金貳兩壹分ト壹貫貳百四文 運賃代
一金貳拾六兩ト六百廿八文 瓶仕切
惣メ金三拾四兩壹分貳朱ト貳貫七百三拾文
右之通相渡シ申候
三月十九日 三木㊦

瀧弥様

【史料 12 ②】⁽²²⁾

覚
一五匁貳分 布袋三合四拾入一
一三
一七匁七分四り一三 同三合三十式
八〇 同壹合四十六
メ壹俵
一四匁五り 同五合廿七入一
一五
一貳拾一匁六分 小こほし七拾貳入五
六〇
一八匁 六寸井四拾入式
一〇
一六匁六分 尺貳平水六枚入一
壹壹
一廿一匁六分 三合急須五拾四入五
八〇
一七匁八分 下布袋五合三拾入式
壹三
一五匁貳分 三合丸徳り四拾入一
一三
一九匁 五合同三拾入式
一五
一拾貳匁九分六り三合急須五拾四入三
八〇
一五拾八匁八り 五寸井四十八入十一
一一

一拾七匁貳分貳り小ぼし七拾貳入四
六〇

一六匁四分八り 布袋五合拾貳入三
一八 半ト入

一四匁五分 さめ貳合かん廿五入貳
九〇 半ト入

一三十三匁六分 布袋貳合三拾五入八
一貳 半ト入

一貳拾三匁 半ト尺貳拾三本
二三 三本われ引

一拾貳匁壹分 尺貳平水拾七枚
十一 内貳枚不足引

一八匁六分四り 三合急須五拾四入貳
八〇

一貳拾三匁 貳二葉掛壹合兵子六十
(瓶)
貳八同貳合三十五ツ
メ壹俵

一貳拾匁 火色四合急須四拾入貳
二五

一拾九匁貳分 同貳合九拾六入一
二〇

一九匁 同三合□□形五拾入一
一八

メ五拾九俵
代メ三百四拾四匁六分三り
内三拾四匁四分六りわり引
引メ三百拾匁壹分七り
此金五兩貳朱ト三百六文
右之通相渡シ申候
三月十六日 三木屋武兵衛㊤
松本又四郎様
瀧田弥太郎様

【史料 12 ①】は江戸の瀬戸物問屋三木屋武兵衛が瀧田家の船頭である瀧田弥太郎に金銭を渡したことを示す史料である。費目のうち、「松又仕切」は「松又」つまり松本又四郎へ支払う仕切代金である。【史料 12 ②】がその明細であり、徳利・こぼし・半戸・平水鉢・急須など合計 59 俵が記されている。「四拾入」などと記されるのが 1 俵内の個数、一つ書の左にある「一三」などは 1 個当

たりの価格である。「紋三仕切」は明細がわからないが「紋三」が製作した細工物類の仕切代金が 1 兩余である。この 2 項目の仕切代金は最終的に、生産者である松本又四郎と「紋三」へ渡されることになる。これに対して、瓶の仕切代金 28 兩余は瀧田弥太郎に支払われている。つまり、細工物は松本又四郎・「紋三」の製品を瀧田弥太郎が運賃積した荷物であり、瓶は瀧田弥太郎が常滑で買い入れた製品を売却した買積の荷物である。細工物の運賃と瓶代金が瀧田弥太郎の収入となる。

【史料 12 ①】では、細工物類は運賃積で、瓶類は買積で運ばれている。瓶類は先にみたような「仕入帳」が存在し、瓶の場合は、江戸ではせいぜい瀬木・奥条など生産地で区別されることが稀にある程度である。常滑産の瓶として一括して商品化されていたと考えられる。

細工物はもう少し取引が複雑である。

【史料 13】⁽²³⁾

覚
一九拾七匁貳分 貳七火色キヒ正三百六十二
一三拾匁 貳〇同□かん百五十本
メ百廿七匁貳分
此金貳兩壹朱ト三百七十六文
右之通仕切金相渡シ申候
九月五日 三木や武兵衛㊤
瀧田弥太郎様

【史料 13】は同じ三木屋武兵衛が瀧田弥太郎に宛てた仕切である。火色の「キヒ正」(急須)合計 510 本の代金 2 兩余を三木屋が弥太郎に支払っている。この場合、急須は弥太郎が常滑で買い入れた荷物であり、買積をしていることになる。実際に、荷物の受取の際に他の生産者と並んで「船頭方」と書かれた史料⁽²⁴⁾があることや、常滑で急須などを買い入れた際の仕切⁽²⁵⁾などがあることから、買積で運ばれる場合もあった。細工物は、運賃積と買積の 2 つの取引方法がとられている。その選択の要因はもう少し事例を集めて検討する必要がある。

細工物とは急須や徳利などを指すが、水鉢や花

生、樋箱・小便筒などは細工物と同様に扱われることが多かった。

【史料 14】⁽²⁶⁾

覚
一細工もの 四拾俵
一同もの 三拾壹俵
一水鉢 七箇
一向高 拾七俵
一樋箱 貳拾貳本
〆百拾七俵
惣運賃
〆百五拾九匁
此金貳両貳分仁朱ト百六拾文
右之通荷物請取、運賃相渡し申候、以上
四月廿一日 三き武[㊤]
宝周丸金左衛門様

【史料 14】は三木屋武兵衛が細工物などの荷物を受け取り、運賃 2 両余を宝周丸に支払ったことを示す史料である。1855 年（安政 2 年）か 1867 年（慶応 3 年）のものと思われる。【史料 14】によれば、鉢・向高・樋箱は細工物と同様の扱いで、運賃積で運ばれたことになる。水鉢が細工物と同じ仕切に含まれていることは【史料 12②】で示したとおりである。樋箱だけではなく、小便筒・便所なども同じように扱われている。これらは細工物に準ずる製品として位置づけられていたと思われる。

運賃積の細工物は、【史料 12】に「松又」「紋三」とあるように、生産者が明記されることが多い。注文生産の場合や江戸の間屋からの生産者指定の場合もあったことも既に述べたとおりである⁽²⁷⁾。このような細工物生産者は、個人名義で江戸の瀬戸物問屋と直接の取引をする立場にあったといえよう。

次に、生産地常滑では製品はどのような手順で出荷されるのだろうか。細工物については、江戸あるいは常滑で仕切が作成される、つまり売買契約が成立するまでの過程を示す史料はほとんどない。各窯や各回の焼成における扱われ方、買付ま

での過程やそこに介在する人の有無など、細工物の生産から出荷までは不明な点が多く、今後の検討課題である。

瓶類は 1873 年（明治 6 年）の「瓶仕入之帳」（瀧田金左衛門作成）の例でみたように、1 焼成の大部分を一括して仕入れている。同様の帳簿が 1875 年（明治 8 年）には瀧田幸治郎名義で作成されている。瀧田幸治郎はさらに自らの持船の船頭との間で、仕切を作成して瓶類を売却している。つまり、瓶の生産から東京への出荷の過程では、瀧田幸治郎は船主ではなく、瓶を買い付けて船に売却するという流通業者と位置づけられる。

また、瀧田家の持船が瓶を買い付けた時の仕切も数多く存在する。

【史料 15】⁽²⁸⁾

〆一
一三百十九匁五分 道十八
四匁五分違まし
一百九十匁 坪廿 上十
一廿七匁七分 半戸四組 上三
一三十六匁六分 広十八 三キ
一六匁六分 赤坪式
〆 右分残り
〆
一貳百九十壹匁 道十七
一百十七匁 坪十四
一八匁五分 半戸四
一廿壹匁 広十 一キ
一六匁六分 赤坪式
〆
〆
一貳百七十八匁 道十六
一九十匁 坪十
一廿壹匁 半戸十五 上八
一廿九匁八分 広十四 一キ
一三匁三分 赤坪壹
〆
〆三
一三百四十貳匁 道十八
一百四十壹匁 坪十七 上五

又十七匁
 一三十三匁七分 半戸四組 上五
 内九匁違引
 一三十壺匁五分 赤坪十 一キ
 一廿式匁四分 広十二 二キ
 ㄨ
 ㄨ
 一三百十壺匁 夏坪四十四
 一貳百四十匁九分 坪廿三 五キ
 ㄨ
 ㄨ
 一三百廿四匁 道十八
 一百六十九匁 坪十八 上九
 一十匁 半戸貳組
 一五十壺匁 広廿五 四キ
 一三十四匁八分 赤坪十一 一キ
 ㄨ
 ㄨ三貫百七十七匁七分
 百五十八匁八分八リ 口セン
 ㄨ金五拾五両貳分六匁五分八リ
 内四匁七分二リヨ安違引
 内五拾両 正月廿五日取
 三月廿五日
 右之通髓ニ請取相済申候、以上
 二月 清水庄蔵㊤
 栄周丸金左衛門殿

【史料 15】は、1865 年（慶応元年）清水庄蔵が栄周丸（瀧田）金左衛門に瓶を売却した時の仕切である。「道」は道明寺瓶、「上」は上等品、「キ」はキズ物を指すと思われる。焼成記号と製品とその数量・代金が記載され、口銭を加えて 55 両余を清水庄蔵が受け取っている。

瀧田家の関係者が瓶を買い付けた仕切の相手は大部分が森下定助と清水庄蔵である。森下定助も清水庄蔵も【表 5】の元となった「瓶仕入之帳」に現れる人物である。この両者と瀧田家は製品を融通しながら仕入れを行う関係の深い流通業者であった。

森下定助と清水庄蔵の仕切の焼成記号が注目される。森下定助の仕切の焼成記号にはすべて○が

付き、清水庄蔵の焼成記号にはすべてㄨが付く。○とㄨが森下定助・清水庄蔵の固有の記号なの

であろう。それに続く文字は次のとおりである。

定助 い・せ・た・ち・と・に・ろ・よ・イ・サ・
 卯・松・久・本・大・福・源・五・平・古・
 多

庄蔵 お・せ・ち・の・は・め・ろ・イ・モ・
 ヤス・ヨ・角・七・八郎・多・源・安・
 次

定助・庄蔵はそれぞれこれらの記号が表す焼成グループを取引相手としていたことを示す。両者に共通するのは、せ・ち・ろ・イ・源・多である。約 3 分の 1 は共通するが、残りはそれぞれ別の焼成記号が付された製品を扱っている。【表 5】の焼成記号とも、共通するお（を・ヲ）は・七・卯・多と共通しないその他の記号が併存している。

瀧田金左衛門・幸治郎、森下定助、清水庄蔵らは、江戸（東京）へ移出される荷物に関して、瓶類を生産者から仕入れて次の流通業者へ転売する立場にあった。定助ら流通業者は各焼成グループと、特定の流通業者が独占的・固定的な強い関係を持つ場合と、複数の流通業者がその時々取引を行う緩やかな関係を保つ場合があったと考えられる。

環伊勢湾周辺地域への荷物の常滑での集荷のあり方を示す史料を確認することができない。瓶仲買が生産者から直接仕入れるのか、仲介する業者が存在するのかはもう少し検討する必要がある。

（2）生産者の存在形態

最後に、生産者について整理しておく。『尾張徇行記』では、北条村では「壺を焼産業とする者九十戸ほどあり」、瀬木村では「細工人五人あり」と記されている。常滑村の窯業従事者については記載がない。

『常滑窯業誌』によれば、1875 年（明治 8 年）の「北条村戸籍一」に記載されている 181 戸のうち、農業兼陶器職が 44 戸、陶器職が 39 戸という。また、同書には次のような史料が掲載されている。なお、後半の連名部分の体裁は同書に合わせた。

【史料 16】⁽²⁹⁾

近年諸品高直ニ付仲間不取締ニ而ハ渡世筋立行かたく候付、今般相改仲間家銘此帳面エ付置、何事ニよらず集会いたし相談之上模通之取計可致候事一竈焼小細工もの師木地造弟子入ニいたる迄、仲間入之節ハ竈本行司エ申出、一同相談之上仲間入為致可申、此帳面エ書加候事、尤仲間掟之取口急度為相守可申、若背キ筋のものハ仲間相除キ、帳外ニ可致候事
 一竈株譲引之儀も仲間集会之上なれてハ譲請とも不相成、元方竈株取持の族ニ而も仲間取極掟筋ニ相背候ものハ、仲間相除キ一同取引致間敷候事
 一集会之節ハ竈本行司方申達候間早速集会可致候、万一無余儀用事有之節、其旨行司エ相断可申候
 一仲間合之儀ハ日々寄合職業いたし候儀候間、互ニ兄弟同様の心得ニ而和談いたし、職業專一出精可致、不精々々のもの有之候ハ、互ニ実意を以異見を加、不聞入者有之候節ハ仲間エ可申出候
 右之条々何事ニよらず仲間集会談合之上なれてハ、自儘の取計致間敷事

竈本	鯉江伊三郎
同	庄右衛門
同	彦左衛門
同	定助
同	又兵衛
同	彦兵衛
同	平右衛門
同	佐右衛門
	佐平次
	彦次郎
	嘉左衛門
	庄次郎
	善太郎
	萬三郎
	庄六
	三郎右衛門

以上株持之分
 人数覚 庄次郎

庄右衛門
 定助
 惣右衛門
 佐次右衛門
 栄次
 佐太郎
 梅吉
 佐平次
 四郎右衛門
 彦右衛門
 八左衛門
 嘉左衛門
 佐右衛門
 萬三郎
 新六
 甚蔵
 庄六
 平右衛門
 善兵衛
 彦兵衛
 平三郎
 七郎右衛門
 三郎右衛門
 喜平
 傳八
 善八
 仁助
 仁右衛門
 傳右衛門
 六郎右衛門
 中戸萬吉
 同 浅之丞

年季中のもの

栄二弟子	同断	梅吉弟子
惣吉	喜之助	庄助
		増
庄右衛門弟子	佐平二弟子	梅吉弟子
金三郎子	力松	卯吉
		丹後子分
佐平次弟子		
長之助		

長助子	
□弟子	
五郎兵衛	平吉
増吉	松次
五平	惣助
音吉	萬次郎
職人北条	懸り人
吉兵衛	清次郎
木地造北条	
□金	
北条エ弟子入之もの	
よしの口弟子	北条弟子
佐之右衛門子	三郎右衛門子
	久吉弟子
藤右衛門子	初五郎
	龍助・市左衛門
弥右衛門子	茂右衛門子
	兩人
寅年年行司	
竈方	庄右衛門
	平右衛門
両差添	佐平次
小細工もの師	梅吉
	八十右衛門
差添寄合	佐右衛門
	彦右衛門
	庄次郎
	彦兵衛

この【史料 16】前半の掟には、職人が「竈焼」「小細工物師」「木地造」と3種類に分かれていること、竈本行事がそれらすべてを統括し仲間の集会の招集権を持つすること、竈株の譲渡は仲間の集会での承認が必要であること、竈株を所有している者でも仲間の掟に違反した場合は仲間から除名することなどが記されている。

後半の連名では、竈本（竈株所有者）が16人、その他33人の名前が書き上げられている。末尾に「寅年年行司」として、竈方から2名・差添1名、小細工物師から2名・差添寄合4名の名前が記される。「寅年」とあるため、年番で行司をつとめ

たものと思われる。年行司・差添のなかで、八十右衛門だけが連名前前の「竈本」「人数覚」に名前がない。年季中や弟子入中の人物については前後の関係が不明な箇所もある。【史料 16】の名前が1866年（慶応2年）の瀬木村の窯業関係者全員であるのかなど、もう少し検討が必要である。

北条村や常滑村には、【史料 16】のようなある時期の窯業関係者やその組織がわかるような史料は伝えられていない。そこで、瀧田家・加藤家旧蔵の両文書群から、窯業関係者の名前を細工物とそれに準ずる製品を作っていると思われる人名を抜き出したのが【表 6】である。世襲名の場合同一の名前でも2世代にわたる場合もあると思われる。年代は主に1855年（安政2年）から1883年（明治16年）までである。年代不明の史料もあるので、年代の幅はこれより若干広がる可能性もある。

【表 6】に名前があがった細工物生産者は84名である。その内、26名は1870年代以降に、他の58名は幕末期から明治初年に活動が確認できる。

この84名の細工物生産者も均質ではないだろう。「二光」などのように号を持つ人物もいる。三光の印文は「尾州常滑・陶師・三光」である。同じように、稲葉庄左衛門は「陶師」、伊奈長三郎は「焼物師」を称している。江戸の瀬戸物問屋との直接取引がしばしば見られる人物、あるいは生産者として指定される人物もいる。しかし、それだけでは数千の単位で江戸へ運ばれる細工物をまかなうことは困難であろう。陶工として名のある人だけではなく、無名でも一定のレベルの細工物製作ができる人が共存することで、大量の細工物が生み出されていたと考えられよう。

また、1855年（安政2年）の「細工物覚帳」⁽³⁰⁾や1864年（元治元年）の「細工物之控」⁽³¹⁾など、1年間の取引実績がわかる帳簿をみると、先にみた細工物に準ずる製品、つまり樋箱・小便筒や水鉢、焼酎瓶などを製作している人がかなりの割合を占める。なかには、便所関連製品を主に取引している水野十蔵・渡辺紋左衛門・角次郎、焼酎瓶や水鉢の取引が多い関治左衛門など、生産者によっては特定の製品を重点的に製作していると思われる人も存在する。

表6 細工物生産者一覧

時期	生産者	時期	生産者	時期	生産者
○	角次郎	○	稲葉庄左衛門	○	渡辺与左衛門
○	久吉	○	片岡菊次郎	○	瓶屋与三左衛門
○	金次郎	○	片岡四郎左衛門二光	◇	𠩺
○	幸兵衛	○	鯉江小三郎	◇	甚
○	作右衛門	○	瓶屋佐平次	◇	庄助
○	佐次右衛門	○	柴田六右衛門	◇	新左衛門
○	三郎右衛門	○	清水奎左衛門	◇	甚藏
○	いか次	○	杉江寿門	◇	惣助
○	重兵衛	○	関治左衛門	◇	弥七
○	善兵衛	○	関平左衛門	◇	芳五郎
○	高之助	○	五国屋関治助	◇	利兵衛
○	長左衛門	○	平野藤藏	◇	瓶屋増右衛門
○	長六	○	升山文二	◇	糠屋弥七郎
○	友次郎	○	松下三光	◇	赤井甚藏
○	豊吉	○	松下助左衛門	◇	磯村白齋
○	八右衛門	○	松本又四郎	◇	稲葉由助
○	八郎兵衛	○	水野十(重)藏	◇	瓶屋稲葉新六
○	彦右衛門	○	水野梅寿	◇	片岡清三郎
○	兵二郎	○	瓶屋水野久兵衛	◇	片岡清次郎
○	茂次兵衛	○	瓶屋水野龍助	◇	亀岡惣兵衛
○	紋三	○	村田吉之丞	◇	杉江嘉左衛門
○	利助	○	村田安右衛門	◇	杉江庄次郎
○	和吉	○	森下榮治郎	◇	関佐吉
○	瓶屋梅吉	○	森下円五郎	◇	瀧田竹三郎
○	浜田屋市右衛門	○	森下甚兵衛	◇	平野東一
○	美濃屋清四郎	○	松屋森下善右衛門	◇	枳新
○	伊奈長三郎	○	渡辺七左衛門	◇	村田羽右衛門
○	稲金	○	渡辺紋左衛門	◇	村田利之助

*史料には屋号・苗字・名・号・略称などいろいろな組合せで現れるが、適宜苗字などを推定して補い、苗字・屋号・名(号)の読みの順で整理させた。

*「時期」欄の「○」は近世から名前が確認できること、「◇」は1872年(明治5年)ごろから名前が確認できることを示す。

*「紋三」は「紋左衛門」の可能性もあるが、ここでは史料表記のままで扱った。

では、瓶の生産者はどうだろうか。先にみた「瓶金(銀)渡帳」2点と「小物仕入帳」(渡辺与三左衛門作成)⁽³²⁾という1867年(慶応3年)の3冊の帳簿から生産者を抜き出したのが【表7】である。「小物」とは、瓶でもそれほど大きくないもの、大瓶が1個単位で取引されるのに対して10個単位で扱われるものを本来指すと思われるが、実際にこの「小物仕入帳」に含まれる製品は、道明寺から徳利までである。中心となるのは、「坪」「半戸」と記される中型の瓶、焼酎瓶・油瓶などである。徳利は1～2升という大容量のものである。

総数は87人である。この中には、瀬木村6人、常滑村(市場)1人が含まれる。注記がない残りの80人は大多数が北条村の人と考えてよいであろう。【史料16】の瀬木村の連名が49人であるから、北条村の生産者数の多さがわかる。

87人のうち、【表6】の細工物生産者と名前が

合致するのが22人である。あくまで名前だけであるので、同一人物とは限らないが、20人程度は瓶から細工物までという幅広い生産形態を採っていたと推測される。反対に近代以降名前が見える人を除けば、40人程度が細工物・準細工物を、60人程度が瓶類を専門的に製作していたと推測される。

幕末から明治初年には、常滑の3か村で100人を超す常滑焼生産者が存在していた。そのなかには、細工物から瓶まで幅広く製作する人もいれば、細工物を中心に特定の製品を得意とする生産者もいた。また、生産者の名義とブランドで製品が取引される場合もあれば、安価な製品が大量に取引される場合もあった。この時代には、質が求められる場合、量が求められる場合、どちらにも対応できる状態が生まれていたといえよう。

表7 瓶・小物類生産者一覧

生産者	生産者	生産者
全	作右衛門◇	彦右衛門◇
浅吉	定	彦兵衛
浅助	定久	平藤
市左衛門	三郎右衛門◇	文金
市蔵	七右衛門	文左衛門
羽吉	七左衛門◇	兵吉
羽吉之丞	庄右衛門	兵八
卯兵衛	庄吉	孫左衛門
梅吉◇	庄三郎	孫兵衛
栄次郎◇	庄次郎◇	又四郎◇
円五郎◇	四郎左衛門◇	松屋善右衛門◇
円七	新五郎	宮乙
宮乙松	治左衛門◇	宮平
角三郎	重蔵◇	茂左衛門
角蔵	甚五兵衛	茂八
嘉助	甚平	弥吉
喜兵衛	甚六	弥七◇
久吉◇	助左衛門	安右衛門◇
久左衛門	清治郎◇	山田屋増右衛門
金治郎◇	善三郎	勇右衛門
金平	善治郎	勇助
銀太郎	龍五郎	与左衛門◇
九郎右衛門	忠右衛門	与八
軍平	長七	与平
源七	長蔵	利助◇
源四郎	常三郎	林右衛門
源八	藤蔵◇	林蔵
五郎左衛門	富治郎	六右衛門◇
五郎兵衛	仁左衛門	六治郎

*名前の後の◇は細工物生産者一覧にも同じ名前の人がいることを示す。

むすびにかえて

本稿では、常滑焼の生産に焦点をあてて、窯の変遷、運営方法、生産者などを検討してきた。窯の運営方法などは従来の説明のように均質で固定的な体制が確立していたわけではないことは明らかであろう。

生産者については、現時点では明治半ばごろまでの生産者を一覧できるものがないため、ここではまずどのような生産者が存在しているのかを明らかにすることに重点をおいた。【史料15】の瀬木村の事例のように、生産者の内部構造などについて今後検討を深めていく必要がある。

『常滑陶器誌』は、瀧田貞一が北条に居住することから、北条での常滑焼生産のあり様を基本的に記されている傾向が認められる。本稿も瀧田家に関わる文書に依拠しているので、瀬木や常滑に関して十分に検討できたとはいえない。北条・瀬木・常滑・奥条のそれぞれの地域の特性と相互関係を

明確にすることが今後の課題の一つである。

生産に関してはもう一つ大きな課題が残っている。それは資本の問題である。本稿でも、瀧田家と窯・生産者との間の金銭関係についていくつか言及した。また、瀧田家文書に残る金銭貸借を示す史料には、窯や常滑焼生産者への金銭貸し付けの記録が数多くみられる。常滑焼の生産がどのような資本関係のなかで営まれているのか、そのなかで瀧田家はどのような役割を果たしているのか、今後検討すべき課題である。

今回は生産に重点を置いたためあまり検討を加えなかったが、瓶・準細工物・細工物とも、製品の種類や各種類の製品内部でさらに進む製品細分化の様子、価格などを含めて、生産から流通・消費までを見通して常滑焼のあり様を検討する必要があると考えている。

注一覧

- (1) 『知多半島の歴史と現在』16、2012年、pp.151-173。
- (2) 瀧田貞一著、1912年、常滑町青年会発行。
- (3) 1974年、常滑市役所発行。
- (4) 瀧田金左衛門家文書は常滑市所蔵、加藤家旧蔵文書は日本福祉大学知多半島総合研究所所蔵。加藤家旧蔵文書は、瀧田家から流出したと思われる文書を多く含むコレクションである。
- (5) 日本福祉大学知多半島総合研究所所蔵。
- (6) 「万記録覚帳」。
- (7) 名古屋市蓬左文庫編『尾張徇行記』（1976年、愛知県郷土資料刊行会発行）による。カタカナのひらがなへの変更、読点の補足などを適宜行った。
- (8) 徳川林政史研究所所蔵・旧蓬左文庫所蔵資料。
- (9) 加藤家旧蔵文書 5-28-122。以下、加藤 5-28-122 のように略記する。
- (10) 加藤 9-278。
- (11) 瀧田金左衛門家文書 32-1-35 「田畑并竈共控帳」。以下、瀧田 32-1-35 のように略記する。
- (12) 瀧田 101-299。
- (13) 加藤 3-4-2。
- (14) 瀧田 101-299。
- (15) 瀧田 10-4・16-49。
- (16) 瀧田 16-49。
- (17) 瀧田 19-3-5-3。
- (18) 瀧田 101-318。
- (19) 加藤 3-2。
- (20) 注 (1) に同じ。
- (21) 瀧田 18-10-17-7-1。
- (22) 瀧田 18-10-17-7-2。
- (23) 瀧田 18-10-29-1-8。
- (24) 瀧田 13-153-2-5。
- (25) 瀧田 24-11-20-3 など。
- (26) 瀧田 17-30-1。
- (27) 注 (1) に同じ。
- (28) 瀧田 27-4-4-3。
- (29) 慶応2年「惣竈仲間改名前集」（『常滑窯業誌』所収）。
- (30) 瀧田 10-3。
- (31) 瀧田 4-14-2。
- (32) 瀧田 101-331。

付記

本稿は2013年度日本福祉大学知多半島総合研究所歴史・民俗部研究集会での報告をもとに加筆・修正したものである。当日は、江戸市場に出荷される常滑焼製品に触れ、そのなかで植木鉢に関して若干の説明を加えた。その要点は、出荷される植木鉢は直径9寸から2尺程度のもので、形は丸形の他角形もあり、上中下3段階ぐらゐの品質ランクがあったこと、安いものでも10匁前後、高いものでは1両程度の高額商品であったこと、江戸の園芸ブームなどを背景に江戸市場へ広がったと推測できることなどである。